

身体拘束最小化委員会 設置要綱

I. 設置目的

身体拘束の最小化を目的とし、適正なケアの推進と職員教育を行うため、身体拘束最小化委員会を設置する。

II. 委員会の構成

- 院長、看護部、医事科、リハビリテーション科、地域医療連携室、総務課
- 必要に応じて委員長が職員を招集可能

III. 委員会の開催

- 3ヶ月に1回開催（年2回は虐待防止委員会と合同）
- 主な検討事項：
 - 規定・マニュアルの見直し
 - 身体拘束兆候の調査と対策
 - 研修の企画・評価

IV. 委員会の役割

- 身体拘束の適正な実施
- 職員教育の推進
- 家族との連携調整
- 院内環境の整備（ハード・ソフト面）

V. 職員教育

- 年2回の定期研修（虐待防止・身体拘束防止）
- 新規採用者への入職時研修
- 必要に応じた追加研修

令和5年4月1日作成

令和6年5月22日改定